府民簡易監査　ホームページ公表案

　【 文化スポーツ部 ・文化施設政策監】

|  |  |
| --- | --- |
|  件 　名 | 京都府が付与した称号の取消・停止等について |
|  申立概要【受理5.8.28】 | 1. 先に申し立てた府民簡易監査請求の結果通知に記載されているＡ検討資料に係る公文書について、情報公開請求を行ったところ、公文書公開決定期間延長通知が出され、その後、公文書非公開決定通知（不存在等）が出された。文書が「保存年数の満了により既に廃棄されており保有していない」という理由で不存在であれば、それが判明した時点で通知されるべきである。また、Ａ市あて同様の公文書公開請求を送ったところ、公開決定があった。公文書の保存等に関し、なぜ府とＡ市で差異が生じるのか。
2. 府から称号を付与されたＡ氏による「Ａ計画」に係る発言の撤回と謝罪及び「Ａ計画」に対する府の認識について、その見解を問う。
3. Ａ氏は「Ａ計画」という危機を跳ね返した等の主張をしているが、「Ａ計画」は存在せず、このようなデマをいいふらした同氏の言動は迷惑行為や不正行為に該当するため、称号の取消・停止の措置を求める。
4. 先の結果通知において記述のあった「称号を付与しているのみであり、現職の職員が個人的な見解を表明した場合と同等に取り扱うべきものとは考えていない」のうち、「称号を付与しているのみ」の意味を明確に示してほしい。
 |
| 　確認事項【通知5.11.30】 | 1. 当該情報公開請求については、当初該当文書の存在が確認できなかったことから、他関係課を含め引き続き調査を実施し、対象公文書の特定に時間を要した。さらに、所在が判明しなかったため「文書不存在」として非公開通知を行ったが、今回の府民簡易監査を受け、当該請求文書の一部の所在が判明したため、非公開通知を取り消すこととし、閲覧期間内で申立人からの希望があれば公開するとしている。

府では「京都府文書の保管、保存等に関する規程」に基づき公文書の保管をしており、当該文書については規程に基づく保存期限を経過したことから廃棄したものと考えられる。1. 「Ａ計画」については、検討会議において整備の可能性について検討されたものと考えており、呼称も含め、個人的な見解を表明されたものと考えている。
2. 「Ａ計画」に係る主張についても、個人的な見解を示されたものと考えており、迷惑行為や不正行為等に該当するものではないため、直ちに称号の取消・停止等の対応が必要であるとは考えていない。
3. 府から付与した称号の肩書は組織規程上の職ではないため、現職の職員が個人的な見解を表明した場合の対応と同等に取り扱うべきものとは考えていないという意味である。
 |